# 江別市大学生アルバイト
# 新規雇用事業者給付金

国の緊急事態宣言が出された４月１６日以後に大学生アルバイトを新規雇用した事業者に雇用人数に応じて給付金を支給します。

**給 付 額**

| | 1名以上5名以下の場合 | 6名以上の場合 |
|---|---|---|
| | **10万円** | **20万円** |

複数の事業所がある事業者は、事業所ごとに申請が可能ですが、事業所ごとの上限額は２０万円になります。

## ＜対象となる事業者＞　※次の要件を全て満たすこと

- 市内に事業所を有する事業者であること
- 営業許可を要する業種の場合は、営業許可証を有していること
- 市内事業所において、市内大学に通う大学生または市内在住の大学生を令和２年４月１６日以後にアルバイトとして新規雇用したこと
- ４週間以上雇用していること（業務に従事しなかった週を除く）

※ 江別市外に本社のある事業所も対象となります。

＜お問合せ先＞　011-381-1023　（江別市 経済部 商工労働課）

申請書類、申請方法等は裏面をごらんください。

## ＜申請書類＞

① 申請書

② 実績報告書

③ 誓約書　兼　同意書

市ホームページでダウンロードできます。
下記の相談窓口で入手できるほか、申請書類の郵送も可能です。

③ 法人：登記簿謄本の写し　個人事業主：確定申告書の写し

④ 営業許可証　※営業許可を要する業種のみ

⑤ 振込先が確認できるもの（通帳の写し等）

## ＜申請方法＞　※感染症の拡大防止のため、原則として郵送申請をお願いします。

郵送先　〒067-8674

江別市高砂町６番地　江別市経済部商工労働課　宛

※「新型コロナウイルス経済対策相談窓口」（江別市役所　第２別館）でも申請書類を入手することが可能です。

提出締切　令和２年９月３０日（水）必着

**申請書類受理後、書類等を審査し、決定通知を送付の上、指定の口座にお振り込みします。**

～　よくあるご質問　～

Q．新規雇用とはどういうことですか？
A．申請する事業者と今まで雇用関係になかった者を雇用することをいいます。

Q．市外の大学に通っている大学生でもいいのですか？
A．市内の大学に通っている大学生だけではなく、江別市内に住んでいれば市外の大学生でも対象になります。

Q．５名以内で申請し１０万円を支給された後に、６名以上になった場合はどうなりますか？
A．締切までに再度申請いただければ、追加で１０万円を支給します。

Q．いつ頃お金を受け取れますか。
A．提出書類の不備等がなければ、申請受理後、おおむね２週間でお振込み予定です。一度に多数の申請があった際は、もう少々お時間をいただく場合があります。